

諮問日：令和5年3月29日（令和4年度（情）諮問第35号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（情）答申第14号）

件名：大阪家庭裁判所における家事事件に関する決定等を事件関係者に送付する際に、どのような場合に普通郵便を使用するかについての定め又は指示等が記載された文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「いかなる状況で普通・通常郵便を用いているのか、現在又は従来庁内での規定、指示等。電子、電磁的なものである場合は内容をプリントアウトしたもの」の開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が令和5年2月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

大阪家庭裁判所で関連文書一式を閲覧したところ、審判書原本に、「この審判は申立人、特別代理人住所において特定年月日に郵便によって同人に対し謄本送付して告知した。」旨の記載を発見したが、同事件では特別代理人は関与していないのみでなく、普通・通常郵便を用いたのかも記載がなく、該当する司法行政文書開示がなければ、不適切な告知が実施されているとみなさざるを得ない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出については、司法行政文書開示申出書に記載された内容の趣旨

を踏まえ、申出内容を「家事事件に関する決定等を事件関係者に送付する際に、どのような場合に普通郵便を使用するかについての大阪家庭裁判所における定め又は指示等が記載された文書」と整理し、探索を行ったが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

- 2 苦情申出人は、大阪家庭裁判所で特定の事件記録の閲覧を行ったところ、審判書原本に、「この審判は申立人、特別代理人住所において特定年月日に郵便によって同人に対し謄本送付して告知した。」との記載を発見したが、同事件では特別代理人は関与していないのみでなく、普通・通常郵便を用いたのかも記載がなく、該当する司法行政文書が開示されなければ、不適切な告知が実施されているとみなさざるを得ない旨を主張する。
- 3 この点、家事事件手続法74条1項には、「審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。」、また、同法81条1項には、「家庭裁判所は、家事審判の手続においては、審判をする場合を除き、決定で裁判をする。この場合には、第73条から第79条まで（第74条第2項ただし書、第76条第1項及び第78条第3項を除く。）の規定を準用する。」と規定されているところ、家事事件に関する決定等がされた場合に、「相当と認める方法」としていかなる方法で当該決定等を告知するかについては、裁判事務を行うそれぞれの裁判所において、当該決定等の性質等を踏まえて個別に判断されるべきものであるから、本件開示申出に係る文書を大阪家庭裁判所が司法行政事務に関して作成又は取得する必要はない。実際に、大阪家庭裁判所における探索結果は1のとおりである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年 8 月 25 日 審議

④ 同年 9 月 22 日 審議

## 第 6 委員会 の 判断 の 理由

- 1 本件の開示申出につき、大阪家庭裁判所は、その内容を「家事事件に関する決定等を事件関係者に送付する際に、どのような場合に普通郵便を使用するかについての大阪家庭裁判所における定め又は指示等が記載された文書」と整理しており、本件開示申出書全体の記載内容を踏まえると、上記の整理は妥当である。
- 2 そして、家事事件に関する決定等がされた場合に、「相当と認める方法」としていかなる方法で当該決定等を告知するかについては、裁判事務を行うそれぞれの裁判所において、当該決定等の性質等を踏まえて個別に判断されるべきものであるから、本件開示申出に係る文書を大阪家庭裁判所が司法行政事務に関して作成し、又は取得する必要はない旨の最高裁判所事務総長の説明は、家事事件手続法 74 条 1 項、同法 81 条 1 項の規定を踏まえれば不合理ではない。  
その他、大阪家庭裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。
- 3 以上のとおり、原判断については、大阪家庭裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子